

参考資料2  
総務建設常任委員会  
総務部 総務課  
令和6年5月22日

令和6年（行ウ）第9号 不作為の違法確認等請求事件

原 告 株式会社サンピア

被 告 葉 山 町

## 訴えの変更申立書

令和6年4月18日

横浜地方裁判所第1民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士（担当） 佐 川 明 生

同 佐 藤 未 央

頭書事件について、原告は、以下の請求の趣旨を追加する（単純併合）。

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2億円及びこれに対する令和6年5月27日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を支払え。
- 2 仮執行宣言



## 第2 請求の原因

### 1 公権力の行使等

都計法32条1項に基づく開発許可に関する同意（協議）及びまちづくり条例16条1項に基づく事前協議は、私経済作用などではなく、まさに公権力の行使であって、これらにかかる申請書を“受理”しないという行為（以下「本件不作為」とする。）は、公務員である葉山町長（処分行政庁）の職務行為にはかならない。

### 2 違法性及び故意過失

本件不作為は、訴状にて主張したとおり、明らかに違法であり、葉山町長の故意によるものである。

### 3 損害

原告は、本計画において合計41戸販売する計画であり（甲3）、この販売により、少なくとも2億円の利益を見込んでいる。

しかしながら、被告による違法な本件不作為により、原告は、本計画を実行することができず、上記利益を失うという損害を被っている。

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として金2億円及びこれに対する第1回口頭弁論期日である令和6年5月27日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

以上